

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（130）」
2. 日時：平成29年4月25日 13時30分～16時18分
3. 場所：原子力規制庁 7階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、大塚安全審査官、  
田口安全審査官、吉村安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他8名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 発電管理課 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 課長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（炉心技術）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

## 5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）」について、説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 評価対象施設の抽出については、審査が先行しているプラントの記載を踏まえ、設備区分を再整理して説明した資料を提示すること。
- 降下火砕物の粒子の衝突による影響について、竜巻防護に包絡されることの根拠を整理して説明した資料を提示すること。
- 許容堆積荷重の算出方法の妥当性を整理して説明した資料を提示すること。
- 塗料に対する火山灰の腐食等の影響について、化学的に詳細に説明した資料を提示すること。
- 海水ポンプの荷重評価について、圧縮応力のみ考慮して、曲げ応力を考慮しない考え方に関して整理して説明した資料を提示すること。
- 各施設等ごとに影響評価を記載した個別評価において、評価対象外としている影響因子について、評価対象外としている理由を整理して説明した資料を提示すること。
- 海水ポンプに対して、どの程度の粒径の降下火砕物が影響を及ぼすか整理して説明した資料を提示すること。
- 海水ストレーナのオイルフェンスを設置する手順について整理して説明した

資料を提示すること。

- 海水ストレーナの閉塞に対する評価について、2系統で機能を担保する考え方に関して整理して説明した資料を提示すること。
- 非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタの交換について、起動・停止時間を考慮して、2系統の交換手順をタイムチャートで整理して説明した資料を提示すること。

(2) 原子力規制庁から、外部事象全般に対して防潮堤が評価対象であるかを整理して説明した資料を提示するよう指摘を行った。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（外部からの衝撃による損傷の防止（火山）（第6条））
- ・ 東海第二発電所 火山影響評価について（コメント回答）